

随意契約理由書

件名	令和2年度 北須磨支所市民課庁舎清掃業務
契約の相手方	株式会社 大清社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当
随意契約の理由 当庁舎は、名谷センタービル(株式会社OMこうべ)にテナントとして入居。 『名谷センタービル管理規定』により、清掃を業者に委託する場合は株式会社OMこうべ指定の業者(現在は(株)大清社)と契約しなければならないとなっているため。	
担当部署 (問合せ先)	須磨区北須磨支所市民課総務係 (電話番号 793-1212)